

赴任旅費及び研修旅費の支給について

1 概要

判事補に任命されると、国家公務員等の旅費に関する法律（以下、「旅費法」という。）に基づき、（旧）住居から司法研修所（研修）を経て着任するまでの旅費が赴任旅費及び研修旅費として支給されます。

2 赴任旅費及び研修旅費の支給に必要な書類

- (1) 1月12日（金）までに人事局任用課実施係宛てにメールで提出する書類

赴任旅費等事前調査票（別添1）

【留意点】

- ① 必要事項を記入したものを1月12日（金）までに人事局任用課実施係（██████████）宛てに提出してください。
- ② 「新住居」欄について、国設宿舎（省庁別宿舎又は合同宿舎）が指定されていない等の理由で詳細な住所が辞令交付式の時点で不明な場合は、分かる範囲で記載してください（例えば、市区町村等）。
- ③ 赴任に伴い転居する際には、別添2「移転料ハンドブック」及び同3「移転料の支給に関するQ&A」を参照し、御不明な点は、転居前に、人事局任用課実施係宛てお問い合わせください。

- (2) 着任後に新任庁に提出する書類

着任後は、別添4「赴任旅費の確認に必要な提出書類一覧」の書類を速やかに新任庁に提出してください。なお、同別添の書式1～4は、改めて新任庁から提出用のデータ等の交付を受けてください。

3 その他の留意事項

- (1) 赴任旅費及び研修旅費は、当該旅行に要した費用が旅費法の規定する旅費として相
当かという観点から計算、支給されるものです。そのため、必ずしも実際の旅行に要した費用の全額が支給されるものではありません。

- (2) 新任庁に着任後、赴任旅費及び研修旅費について、S E A B I S というシステムを利
用して旅費を請求する必要があります。システムの詳しい操作方法等は着任後、作業マ
ニュアルを御確認ください。御不明な点は新任庁の旅費担当者に御相談ください。

- (3) 移転料が支給されるためには、転居が「赴任に伴うもの」であると認められる必要が
あります。

例えば、任官予定日以前の、任官予定日に近接していないような時期に転居を行った場合や、任官後であっても転居が周囲の事情や赴任の実態等からみて赴任に伴うものと認められないような場合には、移転料が支給されません。

そのため、任官予定日より10日以上前に転居する場合や、任官予定日後であっても赴任に伴う転居と認められるか不明な場合には、事前に人事局任用課実施係宛てお問い合わせください。

4 その他

新任庁着任までの間に御不明な点がありましたら、人事局任用課実施係宛てお問い合わせください。

赴任旅費等事前調査票

令和 年 月 日作成

① 所予定属庁		氏名	
② 現住所	(最寄駅： 線 駅)		
司法研修所での入寮の有無	<input type="checkbox"/> 入寮	<input type="checkbox"/> 通所	
転居の予定	<input type="checkbox"/> なし (以下記入不要)	<input type="checkbox"/> あり (以下記入すること)	



以下、転居の予定がある方のみ記入ください。

上記②から①までの移動の態様	<input type="checkbox"/> a. 新任判事補研修中は上記②から通所し、研修終了後、②から①に移動する。 <input type="checkbox"/> b. 上記②から司法研修所の寮に入寮し、新任判事補研修期間中、同寮に滞在する。 <input type="checkbox"/> 研修終了後、上記の②に戻ることなく、直接、①に移動する。 <input type="checkbox"/> 研修終了後、一旦、上記②に戻った後、そこから①に移動する。 <input type="checkbox"/> c. その他 (具体的に :))				
	新住居の態様	(最寄駅： 線 駅)			
同伴する扶養親族	<input type="checkbox"/> なし (以下記入不要) <input type="checkbox"/> あり (以下記入すること)				
氏名	生年月日	職業	所得	統柄	備考

▲ 令和6年1月から令和6年12月までの所得見込額を記入してください。

※ その他、赴任するに当たって特記すべき事情がありましたら、具体的に記入してください。

--

【記載例】

赴任旅費等事前調査票

1月12日まで
全員メール提出

令和6年1月12日作成

① 所定居所	◇◇地方裁判所	氏名	甲野 太郎
② 現住所	○○県○○市○○町 123-456 (最寄駅: ○○線 ○○駅)		
司法研修所での入寮の有無	■ 入寮	□ 通所	
転居の予定	□ なし (以下記入不要)	■ あり (以下記入すること)	

- 任官予定日である1月16日現在の居住地を記入する。
- 住民票の届出地ではなく、現実に居住している住所を記入する。

以下、転居の予定がある方のみ記入ください。

上記②から①までの移動の態様	<input type="checkbox"/> a. 新任判事補研修中は上記②から通所し、研修終了後、②から①に移動する。 <input checked="" type="checkbox"/> b. 上記②から司法研修所の寮に入寮し、新任判事補研修期間中、寮に滞在する。 ■ 研修終了後、上記の②に戻ることなく、直接、①に移動する。 <input type="checkbox"/> 研修終了後、一旦、上記②に戻った後、そこから①に移動する。 <input type="checkbox"/> c. その他 (具体的に :))				
	◇◇県◇◇市 789-123 (最寄駅: ◇◇線 ◇◇駅)				
新住居	新住居の態様	<input type="checkbox"/> 自宅・借家 <input checked="" type="checkbox"/> 宿舎 <input type="checkbox"/> その他 ()			
同伴する扶養親族	<input type="checkbox"/> なし (以下記入不要) <input checked="" type="checkbox"/> あり (以下記入すること)				
氏名	生年月日	職業	所得	続柄	備考
甲野 花子	H●●●●	無職	0	妻	
甲野 一郎	H●●●●	就学前		子	

↑ 令和6年1月から令和6年12月までの所得見込額を記入してください。

※ その他、赴任するに当たって特記すべき事情がありましたら、具体的に記入してください。

私は、研修終了後宿舎入居までの間はホテルに宿泊しますが、妻と子は、現住居退去後宿舎入居までの間は妻の実家に宿泊する予定です。